

高知県地域福祉推進交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県地域福祉推進交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 県は、地域福祉の推進を支援するため、市町村が地域福祉関連事業の財源に充てるために要する経費に対し、予算の範囲内で交付金を交付する。

(交付金額算出の対象事業)

第3条 交付金額算出の対象事業は、交付金の交付を受けようとする年度の前年度に県の補助金または当該交付金を活用せず、過疎対策事業債等を充当して実施した、「高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱（以下「あったか事業要綱」という。）」別表第1に規定する要件等を満たす市町村事業とする。

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、前条に規定する対象事業に充当した過疎対策事業債の額の20パーセントに相当する額とする。ただし、あったか事業要綱別表第2第3欄に定める補助対象経費と第4欄に定める補助限度額を比較していずれか低い額（収益がある場合はこれを差し引いた額）の20パーセントに相当する額を上限とする。

(交付の条件)

- 第5条 交付金の交付を受けようとする市町村は、第3条に規定する事業を実施する前に、別記第1号様式による実施計画書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市町村は、前項の規定により承認を受けた実施計画書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記第2号様式による実施計画変更書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 知事は、前2項の規定により提出された実施計画書又は実施計画変更書を審査し、内容が適当であると認めるときは、その旨を市町村に通知するものとする。

(交付金の交付の申請)

第6条 市町村は、交付金の交付を受けようとするときは、別記第3号様式による交付申請書を知事に提出しなければならない。

(交付金の交付の決定)

第7条 知事は、第6条の規定による申請が適当であると認めるときは、交付金の交付の決定をし、別記第4号様式による交付決定通知書を当該市町村に通知するものとする。

(交付金の使途)

第8条 交付された交付金は、次に掲げる事業等に充当するものとする。

- (1) 地域福祉活動の拠点整備、福祉団体への助成、地域での見守り体制の整備など地域福祉を推進するための事業
- (2) 特定目的基金（地域福祉関連事業）への積立
- (3) 既に借り入れた地域福祉分野に係る地方債の償還財源
- (4) その他地域福祉の推進に資するものとして知事が認める事業

(交付金の交付の条件)

第9条 交付金の交付の目的を達成するため、市町村は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 交付金に係る事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金に係る事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (2) 交付金に係る事業の遂行及び支出状況について知事から報告を求められた場合は、速やかにその状況についての報告を記載した書面を作成し、知事に提出しなければならないこと。
- (3) 前条の規定により交付金を特定目的基金に積み立てた場合で、交付申請時に提出した基金処分計画書の内容に変更がある場合は、速やかに変更後の基金処分計画書を作成し、知事に提出しなければならない。
- (4) 交付金に関する経理についての収入及び支出の内容を証する書類を整備するとともに交付金に係る事業の完了の日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならないこと。
- (5) 交付金に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付金に係る事業の完了後においても適切な管理者を置き管理すること。
- (6) 交付金に係る事業により取得し、又はその効用が増加した財産については、知事の承認を受けないで交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供さないこと。
- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより得た収入については、県と協議し、その収入の一部を県に納付すること。
- (8) 交付金に係る事業の実施に当たっては、別表第1に掲げる各号のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準ずること。

(交付金の変更)

第10条 市町村は、交付の決定を受けた交付金の額を変更しようとするときは、あらかじめ別記第5号様式による変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請が適当であると認めるときは、交付金の変更交付の決定をし、別記第2号様式による変更交付決定通知書を当該市町村に通知するものとする。

(交付金の請求)

第11条 交付金の支払いを受けようとする市町村は、第7条の規定による交付決定を受けた後、別記第6号様式による支払請求書を知事に提出しなければならない。

(グリーン購入)

第12条 市町村は、交付金に係る事業の実施において物品等を調達する場合には、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報公開)

第13条 交付金に係る事業及び市町村に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定による書類の提出は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この要綱は、平成33年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第9条第3号から第7号まで及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成25年9月25日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年10月10日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。